

秋田県告示第240号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

目長崎特定猟具使用禁止区域

2 区域

秋田市太平目長崎地内の市道本町橋線と太平川左岸との交点を起点とし、同川左岸を北西に進んで秋田自動車道との交点に至り同自動車道を北西に進んで同川右岸との交点に至り、同川右岸を南東に進んで同市道との交点に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

鞍掛沼特定猟具使用禁止区域

2 区域

潟上市天王地内の県道秋田天王線と市道鞍掛沼公園線との交点を起点とし、同県道を南東に進んで農業用水路との交点に至り、同水路を北西に進んで車道との交点に至り、同車道を北西に進んで更に東進し、更に南東に進んで同市道との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

長面特定猟具使用禁止区域

2 区域

仙北郡美郷町土崎字長面地内の下川原橋右岸と同堤防との交点を起点とし、同堤防南東に進み横関橋右岸に至り、同橋を南西に進み、同橋の左岸と同堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み下川原橋左岸に至り、同橋を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

金沢特定猟具使用禁止区域

2 区域

横手市金沢中野の国道13号と市道物見姥ヶ沢線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで市道見入野金沢線との交点に至り、同市道を南西に進んで三貫堰川との交点に至り、南東に進んで私道上台作業道との交点に至り、同作業道を南東に進んで市道幹線見入野谷地中線との交点に至り、同市道を西進して国道13号との交点に至り、同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第5

1 名称

中山特定猟具使用禁止区域

2 区域

横手市外目の国道13号と市道幹線外ノ日本線と交点を起点とし、同市道を西進して市道桜沢平鹿線との交点に至り、同市道を南西に進んで市道金屋107号線との交点に至り、同市道を北西に進んで市道朴田107号線との交点に至り、同市道を北進して県道金沢吉田柳田線との交点に至り、同県道を北西に進んで市道沼下2号線との交点に至り、同市道を北進して同市道と連続する市道沼下中野本線との交点に至り、同市道を北進して同市道と連続する市道高口線との交点に至り、同市道を北進して市道沼下水越線との交点に至り、同市道を北西に進んで市道水越線との交点に至り、同市道を北西に進んで県道横手大森大内線との交点に至り、同県道を南東に進んで市道赤川森崎線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道三本柳森崎線との交点に至り、同市道を西進して市道森崎線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道幹線条理跡般若寺線との交点に至り、同市道を西進して市道旭小学校南線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道城野岡村中1号線との交点に至り、同市道を南進して市道幹線城野丘赤坂線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道三枚橋赤坂線との交点に至り、同市道を北東に進んで国道13号との交点に至り、同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器